

飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の猛暑による熱中症リスクの増加に鑑み、住民の生命と健康を守るため、生活保護世帯を含む市町村民税非課税世帯のエアコンの設置工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)別表に規定するエアコンデショナー(新品のものに限る。)のうち、壁掛け型エアコン、床置き型エアコン、窓用エアコン又はポータブルエアコンをいう。
- (2) 設置工事 本体及び雑材料の購入並びにそれらを設置する工事が一体的に行われるものをいう。
- (3) 世帯 住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、配偶者その他の親族からの暴力等を理由に住所地から避難している者にあつては、住居及び生計を共にする者の集まりをいう。
- (4) 世帯主 住民基本台帳上の世帯主をいう。ただし、配偶者その他の親族からの暴力等を理由に住所地から避難している者にあつては、世帯の中心となって物事を取り計らう者として世帯から報告された者をいう。
- (5) 市内事業者 市内に本社又は本店を有する法人若しくは市内に主たる事業所を置く個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 申請日において、市内に住所を有する者(配偶者その他の親族からの暴力等を理由に長野県外に避難している者を除く。)
 - イ 申請日において、長野県内の市町村に住所を有する者であつて、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に市内に避難している者
 - (2) 居住する住宅に稼働可能なエアコンがない世帯であつて、次のいずれかに該当する世帯の世帯主
 - ア 申請日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯(保護停止中の世帯を含み、生活保護制度においてエアコンの設置工事に要する費用が支給できる世帯を除く。以下「生活保護受給世帯」という。)
 - イ 生活保護受給世帯以外の世帯のうち、申請日における世帯員全員が、申請日の属する年度(4月1日から6月30日までに申請が行われた場合は、前年度)の市町村民税が非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)
- 2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき、1回に限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内事業者に発注し、補助対象者自らが居住する住宅に施工されるエアコン1台分の設置工事に要する費用とする
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 生活保護受給世帯 補助対象経費の額又は73,000円のいずれか低い額

(2) 非課税世帯 補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額又は48,000円のいずれか低い額

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び概算払の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書及び規則第14条の2第2項の補助金等概算払申請書は、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付申請書兼概算払申請書(様式第1号)によるものとし、規則第3条第1項の関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) エアコンの設置工事の内容及び補助対象経費の見込額の総額がわかる書類

(2) エアコンの室内機及び室外機を設置する予定の場所がわかる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書及び関係書類の提出期限は、令和8年9月30日とする。

(交付決定及び概算払の額)

第7条 規則第6条(規則第14条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 補助金の概算払は、交付決定額の10分の9に相当する額を限度とする。

(変更申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更するときは、規則第11条の2第1項の規定により、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に、次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が第4条に規定する補助対象経費の要件を満たすものであって、補助金額の増減を要しないときは、この限りでない。

(1) 補助事業の内容の変更が確認できる書類

(2) 前条第1項の規定により通知を受けた飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(概算払の請求)

第9条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金概算払交付請求書(様式第4号)に次の関係書類を添えて提出するものとする。

(1) エアコンの室内機及び室外機の設置工事が完了したことが確認できる写真

(2) 設置したエアコンの保証書の写し

(3) 飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金工事完了届（様式第5号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による概算払交付請求書及び関係書類の提出期限は、令和8年11月30日とする。
（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) エアコンの室内機及び室外機の設置工事が完了したことが確認できる写真（前条第1項の規定により既に提出している場合を除く。）

(3) 設置したエアコンの保証書の写し（前条第1項の規定により既に提出している場合を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書及び関係書類の提出期限は、令和9年1月31日とする。
（補助金の額の確定）

第11条 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知は、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（交付請求）

第12条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 この補助金を受けてエアコンを設置した者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内に、この補助金を受けて取得したエアコンを当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する（次項においてこれらを「処分」という。）ときは、市長の承認を得なければならない。

2 補助対象者が前項の承認を得て財産を処分したときは、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に設置するエアコンから適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。